情報掲示板

税金 納税相談・収納業務の時間延長

問 三戸町役場 税務課 ☎ 20-1118

■日時　3月30日㈭・31日㈮
午後5時～午後7時
■場所　三戸町役場1階　税務課
・納期限を過ぎると、法令に基づき督促手数料や延滞金が課せられる場合があります。まだ納付していない税金がありましたら、お早めに納付してください。
・税金を未納のままにしておくと、差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。納税が困難な時は、お早めにご相談ください。

便利な振替納税をしましょう

町税は口座振替（通帳自動引き落とし）ができます。希望する人は、三戸町役場税務課または各金融機関窓口へお問い合わせください。
■手続きに必要な物　通帳、お届けの印鑑

バイクや軽自動車の廃車・譲渡などの手続きは3月中に！

軽自動車税は4月1日時点で軽自動車などを所有している人が対象です。廃棄処分や他人に譲るとき、町外へ引っ越しするときなどには、廃車の手続きが必要です。現在所有していなくても手続きを3月中に行わなければ、令和5年度の軽自動車税が課税されることになります。なお、軽自動車税には自動車税のような月割課税の制度はありません。

3月中に車種ごとの窓口で手続きをしてください。

■原動機付自転車・小型特殊自動車（トラクター）

種　別	担当窓口
原動機付自転車（125cc以下バイクなど）	三戸町役場 税務課 ☎ 20-1118
小型特殊自動車	

■軽自動車・バイク

種　別	担当窓口
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会 八戸支所 ☎ 050-3816-1832 八戸市北インター工業団地1丁目9-2
バイク（原動機付自動車を除く。125cc超）	東北運輸局 八戸自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2009 八戸市桔梗野工業団地2丁目12-12

※車種や手続きの内容により必要なものが異なりますので、担当窓口に直接お問い合わせください。

お知らせ マイナンバーカードの交付状況

問 三戸町役場 住民福祉課 ☎ 20-1151

	三戸町	青森県	全国
交付件数（件）	5,043	714,950	79,633,329
人口（人）	9,456	1,243,081	125,927,902
人口に対する交付率（%）	53.3	57.5	63.2

※交付件数は、令和5年1月末現在
※人口は、青森県・全国・三戸町：令和4年1月1日現在

税金 申告にはe-Taxが便利です

問 八戸税務署 ☎ 0178-43-0141

ご自宅のパソコンやスマートフォンから、マイナンバーカードやID・パスワードを利用して、e-Tax申告ができますので、ぜひご利用ください（ID・パスワードは、事前に税務署で取得しておく必要があります）。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧になるか、電話相談センターにお問い合わせください。

納税は期限内にしましょう

■令和4年分確定申告の納期限・振替日

税の種類	納期限	振替日
申告所得税および復興特別所得税	3月15日㈬	4月24日㈪
消費税および地方消費税（個人事業者）	3月31日㈮	4月27日㈭
贈与税	3月15日㈬	－

※確定申告書には、マイナンバー（12桁）の記載および本人確認書類（番号確認書類と身元確認書類の提示または写しの添付）が必要です。
○キャッシュレス納付
納税の手続は、振替納税やダイレクト納付など、非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。
○その他の納付手段
QRコードを利用したコンビニ納付、納付書による金融機関の窓口納付などがあります。
納付書は、税務署窓口および申告書作成会場に備え付けております。
※キャッシュレス納付の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

税金 忘れないで、車の住所変更

問 三八地域県民局 県税部 ☎ 0178-27-5111 内線：205～207、356

住所が変わったときは、自動車についても住所の変更登録を運輸支局で行う必要があります。自動車税種別割の納税通知書は、運輸支局に登録されている住所に送付するので、忘れずに手続きをしてください。

3月中に運輸支局で手続きできない場合は、電話またはFAX（0178-27-3817）で三八地域県民局県税部へご連絡ください。また、青森県電子申請・届出システム（https://s-kantan.jp/pref-aomori-u/）でも受付しています。

お知らせ 3月は自殺対策強化月間です

問 三戸町役場健康推進課 ☎ 20-1152

3月は、自殺対策基本法により「自殺対策強化月間」と定められています。

生活環境が大きく変動するこの時期はストレスを抱えやすくなります。さまざまな悩みによって、身体的、精神的に追い詰められることにより、うつ病、アルコール依存症などの精神疾患を発症し、その影響から正常な判断ができなくなる状態に陥るといわれています。

悩みを打ち明けることで解決の糸口が見つかったり、話を聴いてもらうことで心が落ち着いたりします。電話などで相談ができますので、ご活用ください。詳細は、厚生労働省のホームページをご確認ください。

■相談先

○こころの健康相談統一ダイヤル
☎ 0570-064-556

○よりそいホットライン（24時間対応）
☎ 0120-279-338

◀こころのほっとチャット（Twitter）

生きづらびっと（LINE）▶

お知らせ 連携中枢都市圏の取り組みを紹介

問 八戸市役所政策推進課（連携中枢都市圏全般）☎ 0178-43-9260

【美術館運営事業】

令和3年11月にオープンした八戸市美術館では、各種展覧会の開催などを通じて、圏域住民のアートの学びの機会創出や、圏域の活性化を図る取組を行っています。昨年7月～8月に開催した「まるごと馬場のぼる展」では、馬場のぼる氏の出身地である三戸町と連携し、八戸市と三戸町のまち歩きマップの作成・配布を行ったほか、三戸町ではゆかりの地を巡るバスツアーが開催されました。

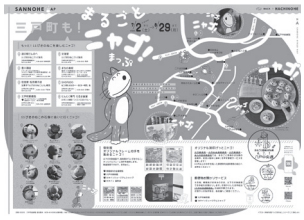

まち歩きマップ（三戸町）

学芸員による展覧会の案内

【美術館情報】

開館時間：10時～19時（入場は18時30分まで）
休 館 日：毎週火曜（祝日の場合はその翌日）、年末年始（12月31日、1月1日）
住　　所：八戸市番町10-4

※八戸市美術館が企画する展覧会の観覧料は、原則圏域内の未就学児および小中学生は無料、圏域内の65歳以上の住民は半額としています。

注意 松くい虫被害・ナラ枯れ被害の予防

問 三八地域県民局 林業振興課 ☎ 0178-27-5111
三戸町役場 農林課 ☎ 20-1155

「松くい虫」と「ナラ枯れ」被害は、産業や経済、自然や観光資源に悪影響を与えるため、枯れた松やナラ類は早く取り除く必要があります。

被害によって枯れた木を県が調査しますので、山林所有者の皆さまへ、次のことに関してご理解とご協力をよろしくお願いします。

○調査のための入山
○枯れた木からの材片の採取
○枯れている木の伐倒・くん蒸作業

※作業などに関しては、県が費用を負担します。

お知らせ ウルシの木を探しています

問 岩手県浄法寺漆生産組合事務局 ☎ 0195-43-3172

岩手県浄法寺漆生産組合事務局では、ウルシの樹液を採取するためのウルシの木を探しています。ウルシの木を売りたいときは、当組合にご相談ください。所属する漆掻き職人を紹介します。

■対象　胸高直径約12センチメートルのウルシの木
■価格　1本あたり2,000円以上

※　1年かけて漆掻きを行います。漆掻きが終わったら、掻いた漆を切り倒します。

お知らせ 公民館講座のご案内

問 三戸町中央公民館 ☎ 22-2186

三戸町中央公民館では7月～3月まで公民館講座を開設しています。

3月に開催する講座は下記のとおりです。

講　座	日にち	時　間
書道教室	【月曜】6、20日	13時～15時
体スッキリかんたん筋トレ	【火曜】14、28日	19時～20時30分
ニュースポーツ体験教室	【日曜】12日	10時～12時

○受講生は随時募集中です。詳しくは三戸町中央公民館までお問い合わせください。

お知らせ 消費税のインボイス制度説明会

問 八戸税務署 法人課税第一部門 ☎ 0178-43-0145

制度の概要や留意点について、下記の日程により説明会を開催します。

■開催日時　3月22日㈬14時～15時
■開催場所　江陽公民館2階ホール
■定　　員　40人
■参加方法　電話予約（3月15日㈬まで）

消防 火災警報・注意報発令時の注意点

問 三戸消防署 ☎ 22-1140

火災警報、火災注意報発令時には、火災予防条例などにより火の使用が制限されるので、ご注意ください。

○以下、抜粋

【八戸広域市町村圏事務組合火災予防条例】

（火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第 31 条　火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。

(2) 煙火を浪費しないこと。

(3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。

(4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。

(5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて八戸地域広域市町村圏事務組合管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。

(6) 残火（たばこの吸いがらを含む。）取灰又は火粉を始末すること。

(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口を閉じて行うこと。

【八戸広域市町村圏事務組合火災注意報発令に関する規程】

（屋外火気に対する注意等）

第６条　火災注意報発令中、屋外における火気の使用について関係者に対して警告注意し又は火災予防上必要な手段を講じさせる等出火防止に努めなければならない。

消防車や救急車を早く到着させる方法は 119 番通報！

火災・救急・救助の緊急通報を最寄りの消防署に電話をかける人がまれに見受けられます。消防署へ通報すると電話対応にあたっている隊員の出動に支障がありますので、119 番通報をしてくださるようお願いします。

お知らせ 令和４年度三戸町看取りの講演会

問 三戸町役場健康推進課 ☎ 20-1153

訪問看護の視点から、在宅での看取りについて講演会を開催します。自分や家族の人生の最期をどのように過ごし、どこで迎えるかなどを考える機会としてみませんか。

講演会は、見守りボランティアであるほのぼの交流協力員などを対象とした「見守り活動研修会」と合同で開催しますが、町民の誰でも参加することができます。

■テーマ　「自分の最期を考える」

■日　　時　３月 24 日㈭ 14 時～ 15 時 15 分

■会　　場　三戸町中央公民館ホール

■申込方法

・ほのぼの交流協力員などで、社会福祉協議会から個別に通知のある方
　→　社会福祉協議会へ申込

・上記以外の方　→　健康推進課（☎ 20-1153）に電話、または右記 QR コードから申込

■申込締切　３月 17 日㈭

お知らせ 学校給食の Instagram を開設

問 三戸町学校給食共同調理場 ☎ 23-3734

三戸町学校給食共同調理場では１月から Instagram（インスタグラム）を開設し、給食の写真と内容を投稿しております。下記 QR コードの読み取りや、Instagram 内で三戸町と検索することにより、子どもたちが日頃から食べている給食を見ることができます。給食に関する投稿内容の充実に努めていきますので「フォロー」や「いいね！」をお願いします。

以下は、有料広告です。

普通肥料（汚泥肥料） 生第 85798 号（肥料取締法に基づく登録）

性状：粉　／　肥料成分：窒素 1.6%　リン：3.5%　カリ：1.6%

安全でよく育つ肥料 使ってみませんか？

アースライフ

肥料価格（配達料込）※税込価格です

4t 車 ￥4,400　10t 車 ￥11,000

必要量は相談に応じます ☎ 0176-22-2061（担当：畠山）

にんにく　1 反 -3t　／　長芋　1 反 -2t　／　葉もの　1 反 -1t　／　田んぼ　1 反 -0.3t

県南環境保全センター㈱ 十和田市大字三本木字野崎 40-370

※町では、財源確保などのため広告を掲載しています。なお、掲載する広告は、三戸町が推奨するものではなく、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。

※広告掲載の申込みなどについては、三戸町役場まちづくり推進課まで　☎ 20-1117

消費生活情報 No.29

老人ホームの入居権に関する電話に注意！

▶大手企業を名乗り「老人ホームを建てることになった。優先的に入居できる権利がある」と電話があった。

▶「必要ない」と断ると「入居権を他の人に譲ってほしい」と言われたので、承諾した。

▶後日弁護士を名乗る電話があり「他の人に入居権を譲るのは、名義貸しという犯罪だ。違反金を支払わないと逮捕される」と言われた。

▶お金を支払ったが、だまされているのではないか。

＜ひとこと助言＞

入居権を譲ってほしいという電話は「詐欺」です。

☆相手にせず、電話を切りましょう。

☆絶対にお金を払わないようにしましょう。

消費者ホットライン☎188（局番なし）
お近くの消費生活センターにつながります。

三戸町相談窓口紹介ネットワーク
三戸町役場まちづくり推進課 ☎20-1117

ふるさと納税 寄附者からのメッセージ

◆ 子どもの笑顔あふれる街づくりにお役立ていただけたら幸いです。三戸町を応援しています！(埼玉県)

◆ 生まれた町で、とても思い入れがあります。景色もきれいで、食べ物もおいしく、ずっと応援しています。(神奈川県)

◆ 11ぴきのねこにとても癒されています。これからも夢と癒しのあるまちづくりをがんばってください！(新潟県)

「ふるさとチョイス三戸町ページ」で、寄附者の皆さんからのメッセージをたくさん紹介しております。

ふるさとチョイス　三戸町　検索

全国の皆さま、応援ありがとうございます！

編集ノート

広報さんのへ令和4年4月号が、県広報コンクールで準特選を受賞しました。町を紹介する広報誌が評価されることは、大変喜ばしく感じました。

今月号は「日比谷OKUROJI（オクロジ）」で行われた三戸町プロモーションイベントを取材しました。高架下通路300メートルの広い空間で、11ぴきのねこの写真撮影や町特産品の販売などを行い、子どもから大人まで多くの人が楽しんだイベントとなりました。

（慣れない東京駅で迷った 境澤）

消防 「野焼き」は原則、禁止行為です

問三戸消防署 ☎22-1140

「野焼き」は、ごく一部の例外を除き、廃棄物の処理および清掃に関する法律第16条の2で禁止されています。例外であっても、近隣住民に迷惑をかけるような野焼きは行わないでください。

■焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却

焼却禁止の例外	具体例
国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川敷・道路の草焼きなど
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防・応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却	災害復旧時の木くずなど
風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	どんと焼き、塔婆の供養焼却など
農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却	稲わら、雑草の焼却、伐採した木の枝の焼却
たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの	落ち葉焼き、たき火、キャンプファイヤーなど
※苦情による通報があった場合など、他人に不快な思い、迷惑をかけるような焼却行為は、例外による焼却行為とは認められません。	

■例外となる廃棄物の焼却を行う場合

①消防署への届出
②消火の準備を確実に
③完全に消火するまで、その場を離れない
④強風時・乾燥時は火災予防で焼却中止

■消防署への届出について

火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為として、火災予防条例に基づき最寄りの消防署への届出が必要です。

※この届出は、事前に焼却行為を把握し、誤報により消防機関が出動するなどの混乱を避けるためのものであり、焼却行為を許可するものではありません。

お知らせ 愛玩動物火葬施設の利用について

問三戸地区環境整事務組合 ☎23-0567

●ペットが亡くなった場合

①電話で申し込み予約

→☎23-0543（三戸地区葬祭場）
受付時間：8時30分～17時

②持込受付

→受付場所：愛玩動物火葬施設
（三戸町大字川守田字大久保58-1）

※ご遺体はお預かりし、保冷庫で一時的に保管

※火葬日時の指定はできないため、後日ご連絡

③火葬・お返骨（個別火葬の場合のみ）

※申請者での収骨は行えません。葬祭場が責任をもって収骨します。